水産金融制度のしおり

令和6年3月富山県

制度資金 目的別索引

設備資金

設備負金		
目的	制度資金名	ページ
●漁船を建造したい	漁業近代化資金	5
●漁具や機器を購入・設置したい		
●倉庫や加工場などを建築したい		
● 日岸 1 加工物などを産来した。		
●省力化機器を購入・設置したい	沿岸漁業改善資金	9
●資源管理の実施に伴う漁具を購入したい	漁業経営高度化促進支援資金	1 5
●漁獲物を計画的に出荷販売する施設を整備したい		
運転資金		
目的	制度資金名	ページ
●資源管理に取り組むため運転資金が必要	漁業経営高度化促進支援資金	1 5
●漁業経営改善計画の認定を受け、経営を改善した	漁業経営改善促進資金	18
V		
●水産加工業の経営安定を図りたい	水産加工経営改善促進資金	2 0
●新製品を生産・販売したい		
●HACCP 手法による衛生管理を導入したい		
●短期の運転資金が必要	漁業振興資金	2 4
借換資金		
目的的	制度資金名	ページ
●経営指導を受けながら経営の改善を図りたい	漁業経営高度化促進支援資金	1 5
●性音泪等で又けながり柱音の以音を凶りた♡	你未胜百同坟儿此些义扳其茧	1 0
●固定化債務を整理し、経営の再建を図りたい	漁業経営維持安定資金	2 7
	漁業経営再建資金	2 9
		20

目 次

(1) 人女人所用庄、膨生	1
(1)水産金融制度一覧表	1
(2) 制度資金の融資対象別対応表	3
2. 制度資金	
(1) 漁業近代化資金	5
(2) 沿岸漁業改善資金	9
(3)漁業経営高度化促進支援資金	15
(4) 漁業経営改善促進資金	18
(5) 水産加工経営改善促進資金	20
(6) 漁業振興資金	24
(7) 漁業経営維持安定資金	27
(8) 漁業経営再建資金	29
(9) 天災資金	31
3. 日本政策金融公庫資金	
(1) 漁業基盤整備資金	33
(2)漁業経営改善支援資金	33
(3)農林漁業セーフティネット資金	35
(4) 漁業経営安定資金	37
(5) 農林漁業施設資金	
(6)振興山村・過疎地域経営改善資金	41
(7)水産加工資金	41
(8)新規用途事業等資金	41
(9)中山間地域活性化資金	43
(10) 食品流通改善資金(食品生産製造提携事業施設)	43
(11) 食品流通改善資金(食品生産販売提携事業施設)	45
(12) 食品安定供給施設整備資金	45
(13) 農林漁業経営資本強化資金(資本性ローン)	47
(14) 農林水産物・食品輸出基盤強化資金	47
4. 漁業信用基金協会保証制度	49
5. 水産制度資金の貸付枠及び貸付実績	51
関係機関連絡先	53

1. 水産金融制度の概要

(1) 水産金融制度一覧表

資	金名	形式		資	金の	内 容	償還(据置)期間
漁業近	代 化 資 金	利子補給	設		造、漁具	購入、水産施設 <i>0</i> 資金)5~20年以内 (3年以内)
沿岸漁業	美改善資金	県の直接貸付 (原資2/3国補助)	備資	生活資金		器の購入、生活の 継者の養成等のた	
海类奴坐官	取組促進 資金		金	運転資金		型漁業や漁獲物 化に取り組むた	
漁業経営高 度化促進支 援資金	継続支援資金	利子補給	運転資金	急激な		への取組み又に により減収した る資金	
	経営指導資金		資借 金換	経営指導を受けている漁業者が 経営改善を行うための資金			1年以内(なし)
漁業経営改	女善促進資金	原資預託(2倍協調) (国補助 1/2)	. 運		を営改善計 「の達成に必	画又は総合化乳	1年以内 ※ただし、計画の期間 中は借り換え可
水産加工経資金	圣営改善促進	利子補給	転資		の向上、低いための資	5利用魚種の有效 資金	加 3年以内 (1年以内)
漁業振興資金		原資預託 (3倍協調)	金			魚の確保、養殖用 とめの資金	月 1年以内(なし)
漁業経営維持安定資金		利子補給	再建		ご債務の整 再建のため	理による経営 <i>の</i> かの資金) 1 0年以内 (3年以内)
漁業経営	古 建 資 金	利子補給	資金	経営困難者を関係機関の支援の もと経営の再建を図る資金) 10年以内 (なし)

^{※ 1} 据置期間は償還期間に含まれます。

^{※ 2} 貸付金利等は金利情勢等により変動しますので借入の際などにご確認下さい。

(利率は、令和6年3月18日現在)

貸付金利等			(利率は、令和6年3月18		
基準金利	利子補給率	貸付金利	貸付対象者	令和4年度予算(貸	付枠)
2. 35	1. 25	1.10	漁業、加工業を営む個人、法人 漁業生産組合 漁協等	貸付枠 580 百万円	
_		_	沿岸漁業者及び沿岸漁業従事者 等	貸付枠 70 百万円	
2. 35	1. 25	1. 10	経営安定改善計画について知事 の認定を受けた者のうち、資源 管理型漁業や漁獲物流通高度化 に取り組む漁業者		
2. 35	1. 25	1. 10	経営安定改善計画について 知事の認定を受けた者のう ち、直近年の水揚額が、通常 年の水揚額に比し、概ね2割 以上減収した漁業者	貸付枠 200 百万円	7
2. 35	0.625 (金融機関負担 0.625)	1. 10	経営安定改善計画について知事 の認定を受けた者のうち、知事 が推奨する経営指導を受けた漁 業者		
_	_	1.50	漁業経営改善計画又は総合化事業計画に従って漁業経営の改善のための措置を行う中小漁業者等	貸付枠 250 百万円	7
2. 35	1. 25	1. 10	水産加工業者、水産加工協、水産加工連等	貸付枠 100 百万円	3
_	_	1.80	漁業、養殖業、水産加工業を営む個人、法人、水産加工協	貸付枠 360 百万円	∃
2. 35	1. 25	1. 10	漁業を営む個人、法人、漁協	貸付枠 200 百万円	₹
2. 35	0.15 (金融機関負担 1.10)	1. 10	漁業生産組合	貸付枠 100 百万円	

(2)	制度資金の融資対象	別対応表				#u	中 次	<u></u>			
1		ŀ		:/\		制		<u>金</u>			
			漁業近代化資金	沿岸漁業改善資金	促進支援資金漁業経営高度化	促進資金	促進資金水産加工経営改善	漁業振興資金	安定資金	漁業再建資金	天災資金
\ /7.	漁船建造·改造·取	130t以上									
漁船	得(含 機関、機器	20t以上130t未満	0								
-	等)	20t未満	0								
漁具	機関・機器		0	0							
	漁具購入		0	0							
	漁船・漁具保管修理	施設	0								
	漁具倉庫		0								
	製氷・冷凍・冷蔵施設	Ž	0								
	荷捌き所	,	0								
施	給水・給油施設・器具		0								
施設	水産物運搬施設・器		0								
· 器	水産物処理加工施設		0								
具	漁場改良造成用施設·器具 通信施設·器具		0								
	情報処理用器具		0								
	種苗生産施設・器具		0								
	水産物保蔵施設		0								
	廃棄物処理施設		0								
養	養殖施設・器具		0	0							
殖	養殖用種苗購入育成	į	0	0							
	初度的経営		0								
海	維持·再建·負債整理	₽• 借換			0				0	0	
漁業	漁獲金額の減少				0						
経営	減船補償										
占	運転資金	漁業			0	0		0			
		水産加工業					0	0			
海	給排水施設		0	0							
漁 家	漁家生活改善			0							
	特定漁家住宅		0								
	公害防止		0								
Ē	災害復旧								<u> </u>		0
	後継者育成	· 四 8 . 道 1		0					1		
	水産加工業の新製品 漁協共同利用船舶(!		0				0				
その	海浜環境活用施設	血沉加、汨等加等)	0								
他	海 海場施設の漁協負担	全									
	用ACCP手法による律						0				
	食品製造業者と漁業										
Щ	区四衣坦木日C偲未	ロツ圧防									<u> </u>

⁽注)表中には、制限的に使用可能なものもありますのでご確認ください。

				日	本政策金	融公庫資	金				
漁業基盤整備資金	漁業経営改善支援	ティネット資金農林漁業セーフ	漁業経営安定資金	農林漁業施設資金	域経営改善資金振興山村・過疎地	水産加工資金	新規用途事業等	中山間地域活性化	食品流通改善資金	高度化促進資金食品産業品質管理	整備資金
	0										
	0										
	0				0						
	0			0	0						
0				0	0						
0											
0				0	0	0					
0				0							
0				0							
0	_			0	0	_					
	0			0	0	0					
					0						
0				0	0						
0											
0				0				0			
0				0	0						
			0								
			0								
	0										
	0	0									
					<u> </u>			0			
0											
				0							
							0	0			0
0											
										0	
									0		

2. 制度資金

(1) 漁業近代化資金

1 制度の趣旨

漁業者の資本装備の高度化及び経営の近代化を図るために、信漁連等の金融機関が漁業者に長期かつ低利の資金を融通できるように県が利子補給を行う制度です。(根拠「富山県漁業近代化資金制度実施要綱」)

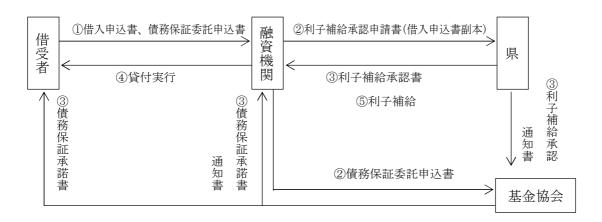
2 借受資格者

漁業を営む個人・法人、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、漁業生産組合、 水産加工業を営む個人・法人、水産加工業協同組合

3 融資機関

漁業協同組合、信用漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、 水産加工業協同組合連合会、農林中央金庫

4 制度のしくみ



5 貸付条件(近代化資金共通)

借入額は貸付対象事業費の80%以内です。

※水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業、水産業成長産業化沿岸地域創出事業及び災害 対策等で知事が認める場合には、100%以内とすることがあります。

6 その他

以下にあげる資金については、利率に応じて0.0%~0.5%の上乗せ利子補給をしています。

- (1) 1号資金のうち、30トン未満の漁船に係るもの
- (2) 4号資金のうち、知事が特に認める省力化等の施設(自動定置網)に係るもの

資金の種類	利率(年%以内)	償 還 期 間 (年以内) カッコ内は据置期間	貸付限度額	貸付対象事業
1号資金 [20トン未満漁船] (20トン以上 30トン未満漁船] (30トン以上 130トン未満漁船]	1. 10 1. 10 1. 10	20(3) 機関、機器 10(3)	○20トン以上漁 船資金借受者、 水産養殖業者 (法人)、二以 上の複合経営 3億6,000万円	漁船の建造、改造又は取得(機関、 機器等を含む)
2号資金 (漁船漁具保管 修理施設等)	1. 10	15(3) 漁協等 20(3)	○上記以外の生産組合・漁業法人・水産加工業者、個人のうち20トン未満漁船資金借受者・漁船漁業用施設資金借受者・水産養殖業	漁船漁具保管修理施設、漁業用資材保管施設、漁船用油水供給施設、養殖池、蓄養池、水産種苗生産施設、養殖用作業舎、水産物処理施設、水産物保蔵施設、水産物加工施設、製氷冷凍施設、水産物等運搬施設、水産物販売施設又は漁業用通信施設の改良、造成又は取得
3 号資金 (漁場改良造成用 機具等)	1. 10	7 (2) 漁協等 10 (2)	者(個人) 9,000万円 ○上記以外の個 人 1,800万円	漁場改良造成用機具、漁船用油水 供給用機具、水産種苗生産用機具、 養殖用えさ調製供給用機具、養殖用 肥料薬剤施用機具、養殖水産物収穫 用機具、水産物等運搬用機具又は生 産・経営管理情報処理用機具の取得
4号資金 (漁具等)	1. 1 0 (知事特認 1. 1 0)	5 (2) 定置網 1 0 (2)	○漁協等12億円○知事が承認し	漁具又は養殖いかだその他農林水 産大臣が定める養殖施設の取得
5号資金 (水産動植物の種苗 の購入または育成)	1. 10	5 (2) ぶり、ほたてが い、真珠 5 (3)	た場合はその承認額	ぶり、うなぎその他の成育期間が 通常1年以上である水産動植物であ って農林水産大臣が定めるものの種 苗の購入又は育成(農林水産大臣が 指定するものに限る)
6 号資金 (漁村環境 整備施設)	1. 10	20 (3)		有線放送施設その他の漁船における環境の整備のために必要な施設であって農林水産大臣が定めるものの改良、造成又は取得(漁業協同組合等に貸し付けられるものに限る)
7 号資金 (農林水産大臣 特認)	1. 10	12(2) 漁村給排水施 設、特定漁家住 宅、水産業労働 力確保施設 15(3) 初度的経営資 金 5(2) 漁協等 15(3)		1~6号以外で農林水産大臣が指定する資金 漁場改良造成施設、漁協等が共 同利用に供する船舶、水産物処理加工公害防止施設、海浜等環境活用施設、漁村給排水施設、特定の漁家住宅、初度的経営資金、密漁監視施設、水産業労働力確保施設

※各資金の詳しい内容については次ページの通り

第1号資金

漁 船…… 漁船 (農林水産大臣の指定を受けた場合を除き、総トン数130ト

漁船の改造に必要な資金

ン未満に限る。)

であって船体以外の部分

にかかるもの…………推進機関、補機関、プロペラ装置、発電機、無線機、魚群探知

機、方向探知機、ロラン、レーダー、ジャイロコンパス、気象

図模写受信施設、造水装置、油圧装置等

第2号資金

漁船漁具保管修理施設…… 漁船修理施設、漁船機関修理施設、染網施設、漁具倉庫、船揚施

設等

漁業用資材保管施設…… 給油タンク、資材えさ倉庫等

漁船用油水供給施設…… 給油船、給水施設等

 養
 殖
 池…… 養殖池

 蓄
 養
 池…… 蓄養池

水 產 種 苗 生 産 施 設…… 採苗施設、飼育池等

養 殖 用 作 業 舎…… 養殖用作業舎

水 産 物 処 理 施 設…… 荷さばき販売所建物(*1)、水揚機械施設、海水浄化施設、給排水

施設、衛生施設、消火施設、構内舗装、計算センター、トラック

スケール、せり機械施設等

(*1) 卸売場建物、仲買売場建物、買荷保管積込所建物及び場内

事務所を含む。

水 産 物 保 蔵 施 設…… 水産物倉庫、冷蔵施設等

水 産 物 加 工 施 設…… 水産物加工施設

製 氷 冷 凍 施 設…… 製氷施設、冷凍施設

水產物等運搬施設…… 運搬船等

水 産 物 販 売 施 設…… 活魚等販売施設

漁 業 用 通 信 施 設…… 漁業用無線陸上施設、テレタイプ、テレックス等

第3号資金

漁場改良造成用機具…… ブルドーザー、パワーショベル等

漁船用油水供給用機具…… 給油車、給水車等 水産種苗生産用機具…… ヒーター、培養器等

養殖用えさ

調 製 供 給 用 機 具…… 給餌器、ミンチ、チョッパー、擂潰器等

養殖用肥料薬剤施用機具…… 浮タンク、散布機械等

養殖水産物収穫用機具…… のりつみ機等

水產物等運搬用機具…… 運搬車、場內運搬機械等

生產·経営管理

情報 処理 用機 具…… 電子計算機等

第4号資金

漁 具…… 魚網綱、浮子、沈子、ラジオブイ、集魚灯、潜水用具、えり、や

な、かご、つりざお等

養 殖 い か だ…… 養殖いかだ(つりかご、母貝及び核の単独取得を含む)

その他農林水産大臣が

定める養殖施設……はえ縄式養殖施設(つりかご、母貝及び核の単独取得を含む)、

仕切網養殖施設、ひび建養殖施設、浮流し式のり養殖施設、小割

り式養殖施設

知事が特に省力化等に

資すると認める漁具…… 自動定置網

第5号資金

ぶり、うなぎその他の成 育期間が通常1年以上で ある水産動植物であって

農林水産大臣が定めるも

あかがい、あさり、あじ、あわび、いしだい、いわがに、うなぎ、 の(指定水産動植物) ……… うに、かき、かさご、くるまえび、こい、こんぶ、さけ、さば、 真珠貝、すぎ、すずき、すっぽん、たい、テラピア、とうごろう いわし、とこぶし、どじょう、にべ、はた、はまぐり、ひおうぎ がい、ひらめ、ふぐ、ぶり、ほたてがい、ほや、めばる及びわた りがに

農林水産大臣が指定するもの 通常1年以上の期間育成する指定水産動植物(ただし、とこぶし、 ア 養殖に係るもの…… はまぐり及びわたりがにを除く)の種苗の購入又は育成に必要な

イ 増殖に係るもの……… あかがい、あさり、あわび、いわがに、うに、くるまえび、さけ、 たい、とこぶし、はまぐり、ひらめ、ほたてがい又はわたりがに の種苗の購入又は育成に必要な資金

第6号資金

有線放送施設その他の漁 村における環境の整備の ために必要な施設であっ て農林水産大臣の定める

含む)、漁船船員臨時宿泊施設、漁業者研修施設、集会施設、託 児施設、診療施設、水道施設、ガス供給施設、下水道施設、地域 休養施設、漁村広場施設、漁村多目的施設、生活安全保護施設、 連絡道、廃棄物処理施設

第7号資金

漁 場 改 良 造 成 施 設…… 開発機械施設、のり防波導流施設、たこ産卵施設等

漁協等が共同利用に

供 す る 船 舶…… 監視船、指導船等

水産物の処理加工に伴っ て生ずる公害の防止のた

めに必要な施設

海 浜 等 環 境 活 用 施 設…… 釣り場、潮干狩り場、管理施設、保安施設、休養施設、蓄養殖施

設、水産物直販施設、特産民芸品加工施設、水産資料展示研修施 設、自然生態観察施設、漁家民宿施設、遊漁船、屋内外調理施設、

施設連絡道路、駐車場及び便所

漁 村 給 排 水 施 設…… 給排水施設、浄化槽等

家 住 宅…… 漁家住宅

初 度 的 経 営 資 金…… 初度的経営資金

密 漁 監 視 施 設…… 密漁監視施設

水產業労働力確保

施設 資 金…… 宿泊施設、休憩施設(食堂、浴室等)

(2)沿岸漁業改善資金

1 制度の趣旨

沿岸漁業者等が経営や生活の改善、後継者の養成等を図ることを助長するため、国と県で造成した財政資金を無利子で貸し付ける制度で、昭和54年度から実施されたものです。(根拠「沿岸漁業改善資金助成法」)

2 借受資格者

- ア 沿岸漁業を営む個人
- イ ル 生産組合
- ウ ル 漁業協同組合
- オ ニュー 会社(常時使用する従業員数が20人以下のもの)
- カ 農商工等連携促進法第4条第1項の認定を受けた中小企業者
- キ 六次産業化法第5条第1項の認定を受けた総合化事業計画の支援措置を行う農林漁業 者等以外の者
- ※ この制度において、沿岸漁業とは次の漁業をいいます。
- (1)20トン未満の漁船を使用して行う水産動植物の採捕の事業、(2)漁船を使用しないで行う水産動植物の採捕の事業、(3)漁具を定置して行う水産動植物の採捕の事業 (上記(1)、(2)に該当するものを除く。)、(4)水産動植物の養殖の事業

3 融資機関

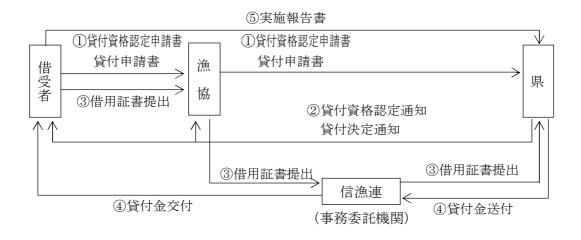
直貸方式…県

転貸方式…信用漁業組合連合会、漁業協同組合、農林中央金庫、銀行、信用金庫

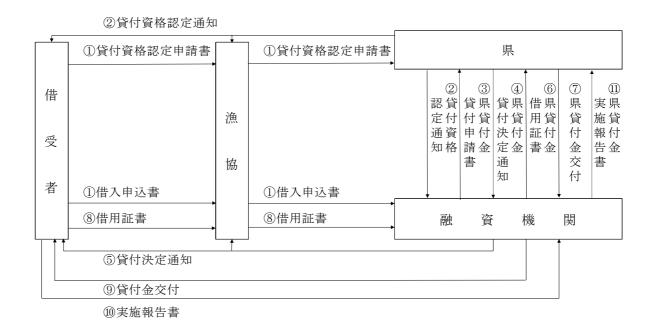
4 制度の仕組み

沿岸漁業者等の経営や生活の改善、青年漁業者の養成等のための必要な資金を無利子で借りることができる制度です。貸付け申請の受付は年に4回です。(4月末、7月末、10月末、1月末)

【直貸方式】県から貸付けを受ける場合



【転貸方式】金融機関から貸付けを受ける場合



※転貸方式により貸付けを受ける漁業者等は基金協会への保証の申込みが可能となります。

5 貸付条件

ア 貸 付 利 率 無利子

イ 貸付限度額 総額で5,000万円以内。個々の貸付内容ごとの限度額は別表のとおり。

(事業費の100%以内)

ウ 担 保 連帯保証人、融資対象物件その他

エ その他の条件 別表のとおり

6 その他

実施報告書の提出を受けた場合は、次の事項について翌年度内に確認します。

ア 実施報告書記載事項について確認(事業に係る品目を列記した納品書、請求書、領収 書の審査を含む。)

- イ 現地の事業実施状況の確認
- ウ 固定資産台帳又は減価償却資産の明細が記載された書類の確認
- ※ 農商工等連携促進法による農商工等連携事業計画、バイオ燃料法による生産製造連携事業計画、六次産業 化法による総合化事業計画にもとづいて行う事業に必要な貸付金、みどりの食料システム法(環境と調和 のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律)に基づいて作成され た環境負荷低減事業実施計画等の認定を受けた漁業者等への貸付金については、償還期間及び据置期間の 上限を延長できます。

(経営等改善資金)

(経宮等収書	T具 业/				
資金の種類	貸付內容	基	貸付限度額	(年以内)	左のうち据置期間
(1)操船作業省	自動操だ装置		1台 100万円	原則	
力化機器等設置	遠隔操縦装置		1 台 50万円	7	1
資金	レーダー		1台 180万円	農商工	
关 亚		刑		9	3
	自動航跡記録装置	型式認定(推奨)		バイオ	3
	GPS受信機	型式認定(推奨)	1台 130万円	-	٠,
	サイドスラスター		1台 400万円	9	1
			(合計で 500万円)	六次産	
				業	
				9	3
				みどり	
				9	1
(2)漁ろう作業	動力式つり機	型式認定(推奨)	1件 500万円	原則	
省力化機器等設	揚 縄 機	型式認定 (推奨)	1台 120万円	7	1
置資金	揚網機	型式認定(推奨)	1台 120万円	農商工	
	漁業用ソナー	型式認定(推奨)	1台 500万円	9	3
	カラー魚群探知機	型式認定(推奨)	1台 150万円	バイオ	
				9	1
	海水冷却装置	型式認定(推奨)	1台 180万円	六次産	1
	巻取りウインチ	型式認定(推奨)	1台 500万円	業	
	放電式集魚灯	型式認定(推奨)	1セット200万円		0
	漁業用クレーン	型式認定(推奨)	1台 400万円	9	3
	海水殺菌装置		1台 300万円	みどり	
	漁獲物等処理装置		1台 500万円	9	1
	潮流計	型式認定(推奨)	1台 500万円		
	1410161	至2000亿(加入)	(合計で 500万円)		
(3) 補機関等駆	補機関(動力取出装		1台 400万円	原則	
動機器等設置資	置付推進機関を含		1 日 400万円	7	-
				-	1
金	t)		. /	農商工	
	油 圧 装 置		1台 500万円	9	3
			(合計で 500万円)	バイオ	
				9	1
				六次産	
				業	
				9	3
				みどり	
				9	1
(4)燃料油消費	推進機関(漁船用環	型式認定 (推奨)	1台 2,400万円	原則	
節減機器等設置	境高度対応機関)			7	1
資金	定速装置	型式認定(推奨)	1台 120万円	農商工	
			1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	9	3
	マシ ハ ト ト 12 - 12 - 12 - 12 - 12 - 12 - 12 -	파네-누스	1 /> 1 000 ====	バイオ	
	発光ダイオード式	型式認定(推奨)	1台 1,300万円	9	1
	集 魚 灯			っ 六次産	1
			合計で2,500万円		
				業	0
				9	3
				みどり	
/=\ days \/\ \tags \(\tags \)	Marketter on 11-11	He II I was I pas SS. I. S. as 19599.		9	1
(5)新養殖技術	養殖施設、種苗購入	農林水産大臣が定める基準に基づ	400万円	原則	
導入資金	又は生産、餌料の購	く魚種及び養殖技術		4	2
	入			農商工	
				5	3
				バイオ	
				5	2
				六次産業	
				5	3
				みどり	
				5	2
L		1	1	<u> </u>	

(c) 次派左亚亚	次派為理壮里	典技业卒十円が今みて世継にせざ	1 200 下田	臣則	
(6)資源管理型 漁業推進資金	資源管理装置 改良漁具、転換	│ 農林水産大臣が定める基準に基づ │ く	1,200万円	原則 10	3
侃未推進貝金				農商工	Э
	器			長向工 12	5
	低利用資源の開			バイオ	Ü
	発・利用			12	3
	漁具、漁ろう機			六次産	
	器			業	
	付加価値の向上			12	5
	[活魚]			みどり	
	船上活魚装置・			12	3
	置養施設等 [加工]				
	加工機械、選別機、				
	洗浄機、包装機、				
	冷凍冷蔵庫				
)				
	漁場環境の悪化防	農林水産大臣が定める基準に基づ		原則	
養殖業推進資金	止		環境適正化管理協	10	3
			定に基づく取組に	農商工	
	[餌機、飼料倉庫]		あっては、1,200	12	5
	養殖魚の安全確保		万円)	バイオ	
	金網いけす、自			12	3
	動網いけす洗浄			六次産	
	機、附着物駆除用生物培養器等			業 12	5
	関連の機器等			12 みどり	Э
	「飼料成分分析)			12	3
	機、水質・底質			1-	J
	測定機、残留・				
	肉質検査機器、				
	蓄養施設、医薬				
	「品、飼料等 丿				
(8)乗組員安全	転落防止用手すり		1件 50万円	5	1
機器等設置資金	安全カバー装置		1件 50万円		
	揚網機安全装置		1件 40万円		
			(合計で 150万円)		
(9)救命消防設	救 命 胴 衣	船舶安全法に基づく型式承認、検定	1件 10万円	2	_
備購入資金	消 火 器	合格	1件 10万円		
	イ ー パ ブ		1件 60万円	5	_
	レーダートランス		1件 65万円		
	ポンダ		1 /4 190 7 11		
	小型漁船緊急連絡 装 置		1件 130万円		
	衣 直		(合計で 130万円)		
(10)漁船転覆防	漁獲物の横移動防		1件 30万円	5	1
止機器等設置資	止装置		±11 00/311		-
金	甲板下の魚そう		1件 100万円		
			(人計ぶ 150プロ)		
			(合計で 150万円)		
(11)漁船衝突防	レーダー反射機		1件 40万円	5	_
止機器等購入資	無線電話		1件 40万円		
金			(合計で 120万円)		
(12)漁具損壊防	標識灯		個人 70万円	5	_
止機器等購入資	レーダー反射器付		団体、法人		
金	ブイ		130万円		

(生活改善資金)

	貸付內容	基準	貸付限度額	(年以内) (3	左のうち
(1)生活合理化設 備資金	し尿浄化装置 改良便そう	吸収、同化、酸化を受けた液を沈殿 分離し、上澄み液を消毒の上放流す る構造を有するもの くみ取り式の便そうで、貯りゅう槽	30万円	3	_
		とくみ取り槽とを組み合わせた構 造を有するもの			
	自家用給排水施設 太陽熱利用温水装置		10万円 10万円	2	_
(2)住居利用方式改善資金	居室の改造 (居間、寝室、子 供室、老人の改事を 大事施設の改事 等 衛生施設の改善 等 衛生施設の改善 浴面所等等 家事室室、 大事等の改善 でである。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、		150万円	7	_
(3)婦人·高齢者活 動資金	生産活動等に用い る費用	共同で行うもの	80万円	3	_

(注)水産業普及指導員等の実態を把握している者の意見書が必要です。

(青年漁業者等養成確保資金)

資金の種類	貸付內容	基	準	貸付限度額	(年以内)	左のうち
(1)研修教育資金	研修受講費用等	農林水産大臣が定る	める基準に基づ	国内 180万円 ただし、月額15 万円を限度とし、 貸付研修期間は 12ヶ月を最大と する 100万円	5	1
				(合計で 180万円)		
(2)高度経営技術 習得資金	パソコン及び関連 機器、ソフトウェ ア、ファクシミリ、 制御装置等	農林水産大臣が定る	める基準に基づ	1人又は団体1 につき 150万円	5	_
(3)漁業経営開始 資金	漁船の建造・取得、 改造、機器・施設 の設置、漁具、種 苗、餌料の購入等	農林水産大臣が定く	める基準に基づ	1人又は団体 1 につき 2,000万円 ただし、漁業経営 改善グループの 場合は5,000万円、 一の区分された 沿岸漁業部門の 経営の開始にあ たっては800 万円	原則 10 バイオ 12	3

注:本表中、「農商工」とは、農商工等連携促進法の特例の場合を、「バイオ」とは、農林漁業バイオ燃料法の特例の場合を、「六次化」とは、六次産業化法の特例の場合を、「みどり」とは、みどりの食料システム法の特例の場合をいう。

(3) 漁業経営高度化促進支援資金

1 制度の趣旨

自らの創意と工夫により収益を確保し得る意欲と能力のある経営体を対象とし、資源管理 型漁業や漁獲物の流通高度化等の取組みを総合的に支援することを目的とするもので、融資 機関に県が利子補給を行う制度です。(根拠「富山県漁業経営高度化促進支援資金制度実施 要綱」)

2 借受資格者

(1) 取組促進資金

経営安定改善計画について知事の認定を受け、かつ次の資源管理又は流通高度化の取組の 要件を満たす者

【資源管理の取組の要件】

以下に掲げる資源管理に参加する中小漁業者

- ・TAC法に基づく漁獲可能量協定(準ずる協定を含む)
- ・海洋水産資源開発促進法に基づく資源管理協定(準ずる協定を含む)
- ・資源回復等推進支援事業に基づく資源回復型事業計画
- ・漁獲努力量削減実施計画に基づく計画

【流通高度化の取組の要件】

以下に掲げる流通高度化の取組を行う中小漁業者及び漁業者団体

- ・計画的な出荷・販売
- ・新たに実施する水産物の安定的取引
- ・漁獲物の加工、付加価値の向上

(2) 経営指導資金

経営安定改善計画について知事の認定を受け、かつ知事が推奨する経営指導を受けた中小 漁業者であって、次に定める要件を満たす者

- 漁家経営の場合(次の全ての要件を満たす者)
 - ①漁業収入が総収入の過半を占める者
 - ②借換対象債務があり、かつ整理が必要な者
 - ③概ね5年以内に累積損失の解消が見込める者
 - ④漁業経営再建資金を借り受けていない者
 - ⑤融資機関から金利軽減協力が得られる者
- ・企業経営の場合(漁家経営の要件に加え、次のいずれかの要件を満たす者)
 - ①直近3か年の当期利益が通算して損失であるが、減価償却及び利息支払い前では黒字
 - ②直近の事業年度において自己資本不足比率が0.1以上0.5未満

※ 自己資本不足比率= 固定資産- (自己資本+固定負債)

固定資産

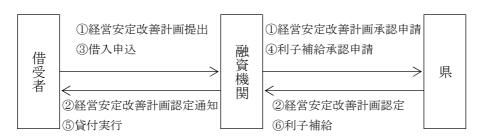
(3) 継続支援資金

経営安定改善計画について知事の認定を受け、直近年の水揚額が、通常年の水揚額(直近年を除いた過去5か年の水揚額のうち最高及び最低を除いた3か年の総和平均)に比し、おおむね2割以上減収した者であって、知事の認定を受け、又は経営指導を受けた者

3 融資機関

漁業協同組合、信用漁業協同組合連合会、農林中央金庫、銀行、信用金庫、信用協同組合

4 制度のしくみ



※この他に取組認定、計画への参加認定を受ける必要があります。

また、借受者は、借入後、毎年、知事へ達成状況報告書を提出する義務があります。

5. 貸付条件

資金の種類 取組促進資金	貸付対象資金 ①資源管理の実施に伴い新たに必要となる資金(漁具改良、小漁具購入、餌料購入等) ②不要漁船・漁具処理対策事業のために負担する拠出金 ③流通高度化の取組の実施に必要な毎年度の経営資金(雇用労賃、保管経費、販売経費等) ④流通高度化の取組の実施に伴	利 率 (年%以内) 1.10	償還期限 (据置) (年以内) 7 (3) 特認 10 (3)	貸付限度額 (百万円) 3~400
経営指導資金	い新たに必要となる資金(簡易施設設置等) ・漁業経営に係るものであって、 次の借入金のうち、返済期限到来	1. 10	 1 (経営指導	2~130
	後未返済となっている借入金等 及び当該年度に償還期限の到来 する借入金等の借換えに要する 資金 ①国又は地方公共団体が利子補 給又は融資する資金 ②融資機関からの借入金 ③非常な悪条件下にある実質的 借入金		期間中は継続可)	
継続支援資金	資源管理型漁業への取組、魚価の 低迷等による水揚額の減少によって必要となる経営資金	1. 10	5 (1) 特認 6 (2)	10~210

(4) 漁業経営改善促進資金

1 制度の趣旨

漁業経営の改善を図るために作成した漁業経営改善計画に従って漁業経営の改善のための措置を行う中小漁業者又は地域資源を活用した新事業の創出等を図るための総合化事業計画に従って措置を行う中小漁業者等に対し、その円滑な推進を支援するために低利の運転資金を融資するものです。 (根拠「漁業経営改善促進資金預託原資借入利子補給事業実施要綱」)

2 借受資格者

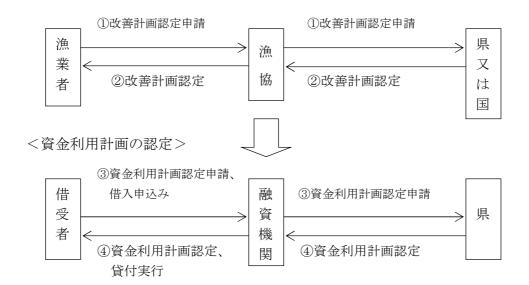
- ① 次の要件のすべてを満たす中小漁業者(*1)で資金利用計画の認定を受けた者。
 - ア 漁業経営改善計画が運転資金を必要とするような具体的な経営改善措置を内容とするものであること。
 - イ 当該年度において、アの措置に着手することが確実であること。
 - ウ 青色申告を行っていること。
 - エ 資金利用計画において、既往借入金の返済財源が確保されていること。(各事業年度における減価償却前当期利益が固定負債の償還額を上回っていること。)
- ② 六次産業化法第5条第1項の総合化事業計画の認定を受けた中小漁業者。
- (*1)この制度において、「中小漁業者」とは、次に掲げる者をいいます。
 - (1)漁業を営む個人又は会社であって、その常時使用する従業者の数が300人以下であり、かつ、その使用する漁船の合計総トン数が3,000トン以下であるもの、(2)漁業を営む漁業協同組合、(3)漁業生産組合

3 融資機関

漁業協同組合、信用漁業協同組合連合会、農林中央金庫、銀行、信用金庫、信用協同組合

4 制度のしくみ(県が認定を行う漁業経営改善計画及び資金利用計画の場合)

<漁業経営改善計画の認定>



※ 本資金の利用にあたっては、漁業経営改善計画及び資金利用計画の認定を受ける必要があります。両計画とも、原則として知事が認定しますが、遠洋底びき網漁業及び遠洋かつお・まぐろ漁業等に係る漁業経営改善計画については農林水産大臣が認定することとなります。また、六次産業化法に基づく総合化事業計画についても、農林水産大臣が認定することとなります。

5 貸付条件

貸付対象事業	利 率 (年%以内)	償 還 期 限 (年以内)	貸付方式、貸付限度額
漁業経営改善計画又は総合 化事業計画の達成に必要な 運転資金一般 (1)雇用労賃 (2)燃料費 (3)漁船の保守管理費 (4)漁船乗組員の研修費 (5)市場開拓費、販売促進費 等	1.50 都 都 都 ま 動 利	1 (たばし、中では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般	 ○貸付方式 極度貸付方式 計画で認定された極度額の範囲内で 随時借入れ、随時返済 ○極度額の上限 漁船漁業を主として営む者 ① 50トン未満の漁船漁業を営む者 30,000千円 ② 50トン以上100トン未満の漁船漁業を営む者 60,000千円 ③ 100トン以上200トン未満の漁船漁業を営む者 110,000千円 ④ 200トン以上の漁船漁業を営む者 190,000千円 養殖業を主として営む者 30,000千円 産置漁業を主として営む者 40,000千円

(5)水産加工経営改善促進資金

1 制度の趣旨

水産物の加工の推進と安定的供給を図るため、水産加工業の経営安定及び近海資源の有効利用の維持・促進等を図るため必要な資金を低利で融資できるように県が利子補給等を行う制度です。(根拠「富山県水産加工経営改善促進資金制度実施要綱」)

2 借受資格者

資金の種類毎に次の要件を満たす水産加工業者(資本の額又は出資の総額が3億円を超え、かつ、常時使用する従業員が300人を超える者を除く。)、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合・漁業生産組合・漁業協同組合連合会、水産加工業者が組織する中小企業等協同組合・協業組合・商工組合・商工組合連合会

- (l) 事業·経営体質強化資金
 - ① 新製品・新技術の開発等に必要な資金
 - ア 貸付年度の前年の1月1日から12月31日までの期間において、当該水産加工場における原料の全使用量のうち近海等水産資源の占める割合が3分の1以上であった者であること。
 - イ 近海等水産資源を原材料とする新製品・新技術の開発又は導入を図ろうとする者であって、今後その需要の増大が期待されるものを新規に生産し、若しくは増産しようとする者であること。
 - ウ イの生産若しくは増産又は研究開発若しくは導入に係る適切な事業計画を有する者で あること。
 - エ イの生産若しくは増産又は研究開発若しくは導入を的確に遂行するに足りる技術的能力及び経営基盤を有する者であること。
 - ② 製品の転換、製造の共同化等に必要な資金
 - ア 貸付年度の前年の1月1日から12月31日までの期間において、当該水産加工場における原料の全使用量のうち近海等水産資源の占める割合が3分の1以上であった者であること。
 - イ 近海等水産資源を原材料とする食用水産加工品の製造等を行う場合であって、製品の 転換、製造若しくは加工の共同化又は合併若しくは営業の譲受けのいずれかを行おうと する者であること。
 - ウ イの製品の転換、製造若しくは加工の共同化又は合併若しくは営業の譲受けに係る適切な事業計画を有する者であること。
 - エ イの製品の転換、製造若しくは加工の共同化又は合併若しくは営業の譲受けを的確に 遂行するに足りる技術的能力及び経営基盤を有する者であること。
 - ③ 組合による原料魚等の共同購入に必要な資金
 - ア 共同購入に係る適切な事業計画を有すること。
 - イ 共同購入を的確に遂行するに足りる経営的基礎を有していること。

- ウ 組合員に対する指導体制が整っていること。
- エ 共同購入に係る原料魚等の供給を受ける個々の所属組合員が、イの要件に適合しており、かつ、単独で事業・経営体質強化資金の貸付けを受けないこと。
- ② 水産加工業経営安定資金
 - ア 貸付年度の前年の1月1日から12月31日までの期間において、当該水産加工場における原料の全使用量のうち近海等水産資源の占める割合が3分の1以上であった者であること。
 - イ次のいずれかに該当すること。
 - (7) 貸付年度の直近の事業年度において水産加工経営の収支に欠損金が生じている者若しくは実質的に欠損の状況にあると認められる者又は貸付年度において実質的に欠損の状況となると認められる者であること。
 - (4) 貸付申込みの直近6か月間において、当該水産加工場の操業度(原材料使用量、生産量、出荷量等総合的な操業の度合をいう。)が、直近3か年のいずれかの年の同期に比較し、5分の4以下になっている者であること。
 - (f) 貸付申込みの直近6か月間において、当該水産加工場の主要加工原材料等の平均単価が、直近3か年のいずれかの年の同期に比較し、1.2倍以上となっている者であること。
- (3) 品質·安全管理対応資金
 - ① HACCP方式の導入に必要な資金
 - ア HACCP方式の導入を図ろうとする者であること。
 - イ アの導入に係る適切な事業計画を有する者であること。
 - ウ アの導入を的確に遂行するに足りる能力を有する者であること。
 - ② 品質・安全管理に係る消費者への情報提供等に必要な資金
 - ア 水産加工品の品質・安全管理に係る消費者への情報提供等を図ろうとする者であって、 HACCP方式を既に導入しているか又は導入を図ろうとする者であること。
 - イ アの導入に係る適切な事業計画を有する者であること。
 - ウ アの導入を的確に遂行するに足りる能力を有する者であること。

3 融資機関

漁業協同組合、信用漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、銀行、信用金庫、信用協同組合、農林中央金庫、商工組合中央金庫、日本政策金融公庫

4 制度のしくみ 借受者 ③借入申込 融資機関 ④利子補給承認申請 県 ⑥貸付実行 ⑤利子補給承認 へ ①貸付対象者認定申請 ⑦利子補給 へ

②貸付対象者の認定

5 貸付条件

資金の種類	貸付対象事業	利率 (年%以内)	償還期限 (据置) (年以内)	貸付限度額
①事業・経営体質強化資金	近海等が表示を原語を原語を原語を原語を原語を原語を原語を原語を原語を原語を原語を原語を原語を	1(用業102加及には1.常す員人る工びあ 1時る数を水業組っ 55)の使従が超産者合て)	3 (1)	借入者の水産加工品の年間売上高の5%に相当する額又は30,000千円(組合の場合は60,000千円)のいずれか低い額 共同購入を希望する所属組合員の水産加工品の年間売上高の合計額の5%に相当する額又は100,000千円のいずれか低い額

資金の種類	貸付対象事業	利率 (年%以内)	償還期限 (据置) (年以内)	貸付限度額
②水産加工業経営安定資金	国際的な水産資源の保存・管理の高まりや操業規制の変化に伴う加工原材料の供給不足等により水産加工場の操業に顕著な影響を受けている水産加工業者等の経営の維持安定に必要な資金	1 (用業100太加及には1. 常す員人る工びあ1. 5 5 5 5 5 5 6 7 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2		50,000千円
③品質・安全管 理対応資金	HACCP方式の導入に 必要な資金 水産加工品の品質・安全管 理に係る消費者への情報 提供等に必要な資金	1. 10		10,000千円

(6)漁業振興資金 (原資預託(3倍協調))

1 制度の趣旨

漁業経営、水産加工経営及び内水面養殖漁業経営の安定・振興のため、これらの漁業者に対して必要な運転資金を融資するものです。(根拠「富山県漁業振興資金融資制度要綱」)

2 借受資格者

ア 漁業経営安定資金 海面において漁業又は養殖業を営む個人・法人

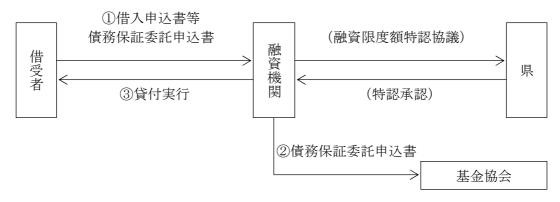
イ 水産加工業経営安定資金 水産加工業協同組合、水産加工業を営む個人・法人

ウ 内水面養殖漁業経営安定資金 内水面において養殖又は増殖を営む個人・法人

3 融資機関

漁業協同組合、信用漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、知事の指定する金融機関

4 制度のしくみ



5 貸付条件

資金の種類	利率 (年%以内)	償還期限 (年以内)	据置期間 (年以内)	貸付限度額 (千円)	貸付対象事業
(1)漁業経営 安定資金				10,000 知事が特に必要 と認めた場合 20,000	漁業者が各年の操業開始時に必要な資金

資金の種類	利率 (年%以内)	償還期限 (年以内)	据置期間 (年以内)	貸付限度額 (千円)	貸付対象事業
(2) 水産加工業 経営安定資金	1.80	1	_	水産加工業協同 組合 70,000 水産加工業を営 む個人・法人 10,000 知事が特に必要 と認めた場合 20,000	水産加工業を行うための原料魚の確保等に必要な資金
(3) 内水面養殖 漁業経営安定 資金				10, 000	内水面において養殖 又は増殖を行うため の稚魚の確保等に必 要な資金

6 融資限度額の特認制度

(1)特認制度の趣旨

最近の漁業経営体の収支動向に照らし、これが経営の改善、安定化を図るため一部一定の 規模を有する経営体に対して必要な経営安定資金の融資額を確保し、もってこれが経営体の 振興に資することを目的としています。

(2)適用基準

各経営体ごとの適用基準は次のとおりとし、これに適合するとともに真に特認制度による 融資限度額を必要と認められる場合に適用します。

ア 大型定置漁業

ぶり定置等の経営体であって、原則として次の要件のいずれかに該当する場合とする。

- ① 前年度の経営収支が赤字又は繰越欠損がある場合
- ② 最近3ヶ月の水揚高が過去3ヶ年平均同期の水揚高に満たない場合
- ③ 1経営体の従業員数が常時30名以上の場合
- ④ 1経営体で定置を2ヶ続以上経営している場合

イ 50トン以上の中大型漁船漁業

遠洋・沖合漁業のさけ・ます、まぐろ等の経営体であって原則として次の要件のいずれか に該当する場合とする。

- ① 前年度の経営収支が赤字又は繰越欠損がある場合
- ② 最近3ヶ月間の水揚高が過去3ヶ年平均同期の水揚高に満たない場合
- ③ 1経営体の所有漁船の総トン数が100トン以上の場合

ウ 従業員10人以上の水産加工業

多獲性魚種の新加工技術・製品の開発、有効利用等を行う経営体であって原則として次の 要件のいずれかに該当する場合とする。

① 前年度の経営収支が赤字又は繰越欠損がある場合

- ② 最近3ヶ月間の売上高が昨年同期の売上高に満たない場合
- ③ 1経営体の従業員数が常時15名以上の場合
- エ 経営がひっ迫している漁業

漁獲不振等により経営がひっ迫している漁業経営体(知事が指定する漁業種類に限る。)であって、原則として次の要件のいずれかに該当する場合とする。

- ① 前年度の経営収支が赤字又は繰越欠損がある場合
- ② 前年の水揚高が同年前4ヶ年のうち水揚高が最低の年を除いた3ヶ年の平均水揚高(以下「平均水揚高」という。)に比して概ね20%以上の減収となった場合
- ③ 1経営体の従業員数が常時4名以上の場合
- オ 災害等その他必要とする特別の事由がある場合

(3)貸付限度の特認額

- ・(2)のア、イ、ウ及びオの経営体 2,000万円
- ・(2)のエの経営体 2,000万円と平均水揚高の25%のいずれか低い額 ※(2)のエの知事が指定する漁業種類 いか釣り漁業

(7)漁業経営維持安定資金

1 制度の趣旨

漁業経営の維持が困難な中小漁業者の再建を図るために、信漁連等の融資機関が緊急に必要な固定化債務の整理等に要する資金を長期かつ低利で融通できるように、県が利子補給を行う制度です。(根拠「富山県漁業経営維持安定資金制度実施要綱」)

2 借受資格者

次のいずれかの要件を満たし、漁業経営再建計画の認定を受けた中小漁業者(*1)。

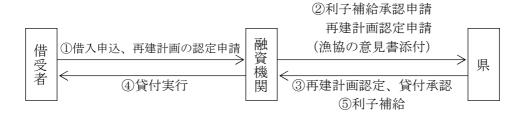
- ア 漁家経営(*2)にあっては、固定化債務を有し、この資金の融通によってその整理を行うことが必要と認められる者。
- イ 企業経営にあっては、直近の事業年度を含め原則として3ヵ年の漁業収支が通算して損失となっているか、又は直近の事業年度の末日現在において自己資本不足比率が0.1以上である者。

- (*1)この制度において、「中小漁業者」とは、次に掲げる者をいいます。
 - (1)漁業を営む個人又は会社であって、その常時使用する従業者の数が300人以下であり、かつ、その使用する漁船の合計総トン数が3,000トン以下である者、(2)漁業を営む漁業協同組合、(3)漁業を営む漁業生産組合
- (*2)漁家経営とは、原則として使用する漁船の合計総トン数が30トン未満の漁船漁業、養殖業 又は小型定置漁業を主として営む個人をいい、企業経営はそれ以外の者をいう。

3 融資機関

漁業協同組合、信用漁業協同組合連合会、農林中央金庫、銀行、信用金庫、信用協同組合

4 制度のしくみ



5 貸付条件

5				
貸付対象事業	利 率 (年%以内)	償還期限 (年以内)	左のうち 据置期間 (年以内)	貸付限度額
固定化債務等の整理による 漁業経営の再建 ※整理対象債務 1 延期保護長、借換え等には 期限質長、借換え等に固定化債金、機関ののでは、 定性のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、	1.10 特定の遠 洋漁業者 1.55	10特認15	3	 ○漁船漁業 30トン未満 40,000千円 30トン以上 50トン未満 70,000千円 50トン以上100トン未満 120,000千円 100トン以上200トン未満 150,000千円 200トン以上500トン未満 240,000千円 500トン以上 400,000千円 養殖業 40,000千円 ○定置網漁業 大型定置漁業 40,000千円 小型定置漁業 40,000千円

(8) 漁業経営再建資金

1 制度の趣旨

漁業経営が極めて困難となっている中小漁業者に対し信漁連等が漁業者の自助努力及び関係機関の支援協力の下に経営の再建を図るため必要な資金を長期かつ低利で融資できるように、県が利子補給を行う制度です。(根拠「富山県漁業経営再建資金制度実施要綱」)

2 借受資格者

次のすべての要件を満たし、経営再建計画について債権者会議の合意を得た上で知事の認定を受けた中小漁業者。

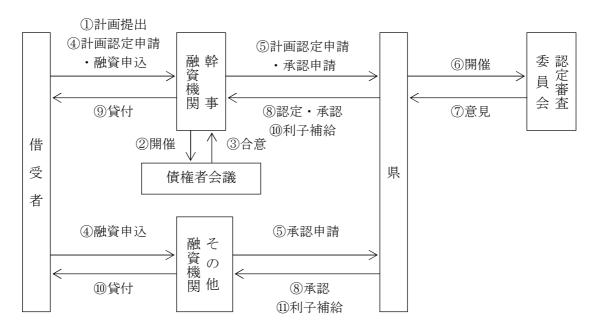
ア 直近の事業年度の末日現在において、自己資金不足比率が0.5以上であること。 (遠洋かつお・まぐろ漁業及び近海かつお・まぐろ漁業のうち総トン数10トン以上20トン 未満の動力漁船によるもの以外のものを営む者にあっては0.3以上)

- イ 直近の事業年度を含め原則として3ヶ年以上債務超過となっていること。
- ウ 今後の漁業経営収支見込みが、次の不等式を満たすこと。 漁業収入≧漁業支出+減免後の負債利息
- エ 再建資金の既借受者でないこと。
- オ 直近の事業年度における漁業収入が総収入の過半を占めていること。

3 融資機関

漁業協同組合、信用漁業協同組合連合会、農林中央金庫、銀行、信用金庫、信用協同組 合

4 制度のしくみ



※1 幹事融資機関の要件

原則として、借受者の有する整理対象債務のうち1/2以上を債権として有する金融機関

※2 融資機関の負担

本資金については、融資機関の利子負担が必要。また、漁協が本資金を融通しようとするときは、総会の議決を経なければならない。

- ※3 再建計画認定の基準
 - ①再建計画の達成が確実に見込まれること。
 - ②借受者の十分な自助努力、債権者からの必要な支援が得られること。
 - ③再建資金の借入れが1回限りであること。
 - ④原則として計画終了時に繰越欠損金が解消すること。
 - ⑤再建計画期間中に、新たに漁業経営維持安定資金の借入れを予定していないこと。
 - ⑥漁業経営維持安定資金の借入れによっては再建が困難なこと。

5 貸付条件

貸付対象事業	利 率 (年%以内)	償還期限 (年以内)	貸付限度額
漁業経営に係る金融債務の 借換え整理による漁業経営の 再建			次の条件の範囲内で、再建計画に定める額
※整理対象債務 金融債務で原則として漁業 経営に係るもの(ただし、次の ものを除く) ア 返済期限未到来の固定資 産見合いの長期借入金 イ 政府関係金融機関からの 借入金	1. 10	10 (据置期間 なし) 特認 15 (2)	ア 整理対象債務の総額の8割以内 イ 再建資金の額と整理対象債務のう ち再建資金により整理されない制度 資金の額の合計が、整理対象債務の総 額の8割以内 ウ 融資機関ごとの限度額は、その融資 機関が有している整理対象債権の総 額以内 エ 漁船漁業を主として営むものにつ いては、30トン未満は7,200万円以内、 30トン以上は240万円に総トン数を乗 じて得た金額または8億円(大中型ま き網漁業を営む者にあっては11億円) のいずれか低い額以内

(9) 天災資金

1 制度の趣旨

天災 (暴風雨、豪雨、地震、暴風浪、降雪等)により被害を受けた漁業者に対し、その再生に必要な低利の経営資金(被害漁協等の組合に対しては、事業資金)を融通して、その経営の安定を図ることを目的とし、国及び地方公共団体が漁業協同組合等系統金融機関や銀行等に対し、利子補給等の助成を講ずる制度です。(根拠「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」、以下「天災融資法」という。)

2 借受資格者

ア 経営資金

次の状態のいずれかである旨の市町村長の認定を受けた者

- (1) 魚類、貝類及び海そう類の流失による損失がその者の平年における漁業による総収入額の10%以上である。
- (2) 所有する漁船若しくは漁具の沈没、流失損壊等による損失額が当該施設の被害時における価額の50%以上である。
- ※ 上記の者のうち特別被害地域内に住所を有し、次の状態である旨の市町村長の承認を受けた者は、「特別被害漁業者」として貸付条件が有利になります。(特別被害地域は、旧市町村の区域単位で、特別被害漁業者数が、被害漁業者数の10%以上となる区域のうち、知事が農林水産大臣の承認を受けて指定する区域です。)
- (1) 魚類、海そう類の流失等による損失額がその者の平年における漁業による総収入の50%以上である。(流失等による損失額が算定できる養殖業者等が対象となります。)
- (2) 所有する漁船、漁具の沈没、流失、損壊等による損失額が当該施設の被害時における価額の70%以上である。

イ 事業資金

施設、在庫品等に著しい被害を受けた漁業協同組合

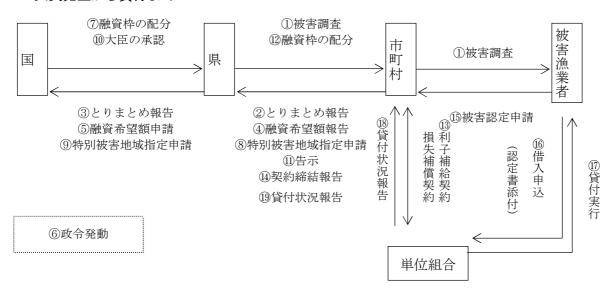
3 融資機関

漁業協同組合、信用漁業協同組合連合会、農林中央金庫、銀行

4 天災融資法の発動

天災資金による融資を受けることができるのは、天災が発生し、その天災に対して、天災融資 法が発動された場合に限られます。天災融資法が発動されるか否かは、その災害の規模、深度、 農林漁業者の受けた被害の程度、国民経済におよぼす影響の度合等を総合的に検討して決定され ます。なお、その災害による被害が特に激甚である場合には、激甚災害法が適用され、貸付条件 等について、天災融資法よりも有利な特別措置が講じられることになります。

5 天災発生から貸付まで



6 貸付条件

		貸付限度額		償還期限 (年以内)					
	項目		B万円		年利6.5%以内資金		年利5.5%以內資金		年利3%
			個人	法人	新規	重複	新規	重複	以内資金
	(1)漁具購入資金	80	5,000	5,000	3	4			6
	(1) 無 共 期 八 貝 並	80	5,000	5,000	4	5			7
妆	(0)海叭净出版组次入	80	500	2, 500	5	5			6
害治	被 (2)漁船建造取得資金 害	80	600	2, 500	6	6			7
被害漁業者		50	500	2, 500	5	5	5	6	6
者	(3)水産動植物養殖資金	60	600	2, 500	6	6	7	7	7
	上記(1)~(3)以外の資金	50	200	2,000	3	4	5	6	6
	上記(1)~(3)以外の賃金	60	250	2,000	4	5	6	7	7
2 th:	被害組合		単協 連合会	2, 500 5, 000	3				
192			単協 連合会	5, 000 7, 500					

- (注) 1 各欄の上段は、天災融資法が適用された場合、下段は天災融資法に係る激甚災害法が適用された場合である。
 - 2 「貸付限度額」は、損失額のA%に相当する額かB万円のどちらか低い額である。
 - 3 「重複」は既に経営資金を借り入れ現在残高のある人で今回天災資金を借り入れようとする者。
 - 4 「年利6.5%以内資金」、「年利5.5%以内資金」及び「年利3%以内資金」の区分については、天災融資法第2条第4 項第3号の規定するところによる。
 - 5 貸付利率は、天災の指定の都度国の政令等で定められる。

3. 日本政策金融公庫資金

政府の金融機関に相当する日本政策金融公庫は、農林漁業の生産力を維持増進するため、 長期低利の資金を用意しています。貸付業務は、信用漁業協同組合連合会等の受託金融機関 による委託貸付と代理貸付、公庫の直接貸付の二つの方法があります。

資金の種類	資金の使途	貸付の相手方
1 漁業基盤整備資金 ①漁港	漁港漁場整備法に基づき指定された漁港区域内にある次の施設の改良、造成、取得又は復旧(1)基本施設外かく施設、けい留施設、水域施設(防波堤、岸壁、航路等)(2)機能施設(漁港漁場整備法第3条の機能施設であって、漁港厚生施設、漁港管理施設を除く)輸送施設、航行補助施設、漁港施設、増殖及び養殖用施設、漁港海池の保全及は利用上必要な施設、漁業集落道・連絡道、水産飲雑用水施設、漁業集落道・連絡道、水産飲雑用水施設、漁業集落道・連絡道、水産飲雑用水施設、漁業集落排水施設、防災安全施設	・水産業協同組合 (漁業生産組合を除く) ・漁業者及び水産業協同組合がその構成員又はその資本金(基本財産を含む)につき地方公共団体に係るもめ又及びきりにつき地方公共団体に高さりとしてとの過半を占め及び団体(漁業者及び水産業協同組合がその構成員又はその資本金(基本財産を含む)につき地方公共団体に係るものを含む全体の3分の1以上を占めるものに限る)※以下「漁業者・漁協等を主たる構成員とする法人・団体」という。・漁業を営む者
②漁場整備	(1)漁場の改良・造成・復旧 (2)水産種苗生産施設の改良・造成・取得・復旧 (3)漁場環境の保全のための施設(廃棄物処理施設等)の改良・造成・取得・復旧	・水産業協同組合 ・漁業者・漁協等を主たる構成員とする法人・団体 ・漁業者若しくは水産業協同組合又は 地方公共団体が主たる構成員若しく は出資者となっているか又は基本財 産の額の過半を拠出している法人で 水産業の振興を目的とするもの ・アイヌ農林漁業対策事業を共同で行 う漁業者(漁業協同組合を通じて転貸 する場合に限る。)
2 漁業経営改善支援資金 ①経営改善	漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法に基づく漁業経営の改善に関する計画に従う事業であって、次に掲げる事業(1)漁船の改造、建造又は取得(2)漁業者が漁業経営の改善のために行う漁船その他の施設の整備、生産方式の合理化、経営管理の合理化その他の措置に必要な長期運転資金	・漁業を営む個人又は法人 ・漁業生産組合 ・漁業を営む漁業協同組合 ・漁協、漁連(共同利用施設に限る) ・一般社団法人(同上)

(注)公庫資金のうちには「漁業経営改善支援資金(経営改善)」における漁業経営改善計画のように事前に知事の認定を要するものもあります。なお、公庫資金の金利は公定歩合、長期プライムレート、財投金利に連動して上下することがあります。(利率は令和6年2月20日現在のものです。)

利率(%)	償還期限 (うち据置期間)	貸付限度その他
補助 第1,2種漁港 1.10 その他 1.25 非補助 1.10 災害復旧 0.50~1.10 補助 が 1.10 それ以外 1.25 非補助復旧 0.50~1.10	(年以内)	借入者負担額の80% ただし、漁業集落排水施設については、借入 者負担額の100%
一般 1.10 共同利用施設 1.25	15 (3)	中小漁業 (総トン数 20 トン以上の漁船を使用して行う漁業)を営む者 ・漁船 以下の額又は融資対象事業費の 80%のいずれか低い額 一般 1 隻あたり 4 億 5,000 万円特認 "11 億円以内(種類・事業により異なる)・長期運転資金 1 経営体あたり 2 ~ 4 億円又は融資対象事業費の 80%のいずれか低い額(種類・事業により異なる)・漁具 以下の額又は融資対象事業費の 80%のいずれか低い額 一般 1 漁労体あたり 5 千万円特認 1 漁労体あたり 1 億円

資金の種類	資金の使途	貸付の相手方
	(3)漁業者の共同利用に供する施設であって、改善計画の認定を受けた漁業者が専ら使用するものの改良、造成又は取得(4)漁具の取得(5)水産物の生産、流通、加工又は販売に必要な施設、その他漁業経営の改善のための措置に必要な施設の改良、造成又は取得	
②整備	漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置に基づる条の規定に基のである。 を備計画に従ってる事業のでは、次に掲げる事業のでは、次に掲げる事業のでは、次に掲げる事業のでは、次に掲げる事業のでは、次に掲げる事業のでは、当時では、当時では、当時では、当時では、当時では、当時では、当時では、当時	・漁業を営む個人又は法人 ・漁業生産組合 ・漁業を営む漁業協同組合 ・資源管理計画又は資源管理協定 により減船、休漁等を実施する者 が属する漁協、漁連等水産業協同 組合及び一般社団法人((2)の事業 に限る)
3 農林漁業セーフティネット資金	自然災害や、社会的・経済的環境変化等により、農林漁業経営の維持安定が困難な農林漁業者に対し、一時的影響に緊急的に対応するために必要な長期資金	(1)「改善計画」の認定を受けた者 (2) (個人)漁業所得が総所得の 過半を占める、又は漁業粗収益が 200万円以上の方 (法人)漁業売上高が総売上高の 過半を占める、又は漁業売上高が 1,000万円以上の法人 上記の方が以下のような状況に置 かれていること(例示) ・ 災害の被害を受けた

利率(%)	償還期限 (うち据置期間)	貸付限度その他
		・施設(共同利用施設を除く) 1億5千万円又は融資対象事業費の70%のいずれか低い額 沿岸漁業(中小漁業以外の漁業)を営む者 ・漁船 1隻あたり3億円以内又は融資対象事業費の80%のいずれか低い額(種類・事業により異なる) ・長期運転資金 1経営体あたり8千万~4億円以内又は融資対象事業費の80%のいずれか低い額(種類・事業により異なる) ・漁具 以下の額又は融資対象事業費の80%のいずれか低い額 一般 1漁労体あたり1千万円特認 1漁労体あたり1億円・施設(共同利用施設を除く)以下の額又は融資対象事業費の80%のいずれか低い額 個人 3千万円法人 6千万円法人 6千万円法人 6千万円
1. 10	(1)の事業 10(3) 特認 15(5) (2)の事業 15(5)	(1)の事業 借入者負担額の80% (2)の事業 借入者負担額又は漁獲努力量削減 実施計画又は資源管理計画又は資源管理協定 に参加する1漁業者1年あたり1,500万円(5 年限度)として算出した額もしくは1資源管理 計画又は1資源管理協定当たり7億円のいずれ か低い額
0.50~0.95	15(3)	一般 600 万円 特認 年間経営費等の 12 分の 6 以内

資金の種類	資金の使途	貸付の相手方
		・ 貝毒や寄生虫等による廃棄処分命令を受けた・ 前期より売上高が10%以上減少した(または減少の見込み)・ 燃油や資材の高騰により一時的に経営が悪化している等
4 漁業経営安定資金 ① 償還円滑化	漁業経営安定計画(*1)の達成に必要な資金であって、公庫が融通する資金を借り受けたために生じた負債の円滑な支払に必要な資金(ただし、公庫が融通した資金は次に掲げるものに限る。)(1)漁船の建造、改造又は取得に必要な資金(2)漁具、その他漁業経営に必要な資金(2)漁具、その他漁業経営に必要な資金(*1)漁業経営安定資金(償還円滑化資金)の融通措置実施要綱(平成20年4月1日付水漁第3604号農林水産事務次官依命通知)第2の(1)に規定されており、5年以内に漁船を建造又は取得することを含む。	(1)次に保全とでは、1000 (*2) を満までは、1000 では、1000 では、10
② 再建整備	(1)漁業用燃油・餌料・養殖施設その 他漁業経営に必要な資材や施設を取 得し、又は設置するのに必要な資金 (ただし漁業近代化資金・沿岸漁業改 善資金等の制度資金や公庫資金等は 除く)を借り受けたために生じた負 債の整理に必要な資金 (2)漁業経営再建期間中(おおむね3 年以内)に必要な漁業用燃油・餌料・ 養殖用種苗・漁具その他資材の取得 あるいは養殖施設の設置などに必要 な資金であって他の制度資金により 難いもの	個人にあっては次の(1)~(4)、法人(漁業生産組合、合名会社、合資会社、有限会社又は株式会社に限る)にあっては(1),(2),(5)及び(6)の要件を備えた沿岸漁業者であって、再建整備計画について知事の認定を受けた者(1)業種の転換、経営の合理化等によっておおむね3年以内に漁業経営の再建整備が図られる見込みのあると認められるもの(2)漁業協同組合の組合員たる資格を有するもの(3)平年度の総所得のうち漁業所得が過半を占めるもの

利率(%)	償還期限 (うち据置期間)	貸付限度その他
1. 10	15(3)	漁業経営安定計画の計画期間中の5年間において支払われるべき負債の各年の支払金の合計額に相当する額又は漁業経営診断会による経営診断を申請した時点において所有していた漁船の隻数に、次に掲げるトン数区分に応じた金額を乗じて得た額のいずれか低い額総トン数20トン以上の漁船1隻あたり、3,000万円総トン数20トン未満の漁船1隻あたり、3,000万円※まき網漁業、遠洋かつお・まぐろ漁業、沖合底びき漁業に使用する漁船の場合は、総トン数20トン以上の漁船1隻あたり、1億円総トン数20トン未満の漁船1隻あたり、6,000万円
1. 10	20 (3)	個人 750 万円 特認 1,500 万円 一定規模以上 3,500 万円 法人 1,500 万円 特認 3,000 万円 一定規模以上 4,500 万円

資金の種類	資金の使途	貸付の相手方
		(4) その者(60歳以上である場合は その後継者)が現に主として沿岸 漁業に従事しており、かつ、将来 ともその見込みがあると認めら れるもの (5)総トン数20トン未満の動力船 を使用して漁業を営む法人(漁船 漁業) (6) 平年度の総事業収入のうち沿 岸漁業にかかる事業収入が過半 を占める法人(漁船漁業以外)
5 農林漁業施設資金 ①共同利用施設(水 産施設)	農林水産物の生産・流通・加工・販売に必要な共同利用施設及びその他の共同利用施設の改良・造成・復旧・取得	(1)水産業協同組合(漁業生産組合 を除く) (2)農林漁業者・農林漁業協同組合 等を主構成員とする法人及び団 体
②主務大臣指定施設 (水産施設・特別振興 事業、災害復旧)	(漁具・海面養殖施設・漁船漁業用施設等) 次の施設の改良・造成・取得 (1)漁具 (2)漁場改良造成施設 (3)海面養殖施設 (4)漁船漁業用施設 (5)漁業生産環境施設	・常時使用する従業員の数が300 人以下であり、かつ、その使用漁船の合計総トン数が3,000トン以下である個人又は会社・漁業生産組合等の法人・最新の技術もしくは経営方式を導入するなどの事業により広く漁業の発展に寄与すると認められる事業(特別振興事業)を行う者
	(内水面養殖施設) ふ化室・養魚池等	漁業を営む者であって、その常時 使用する従業員の数が 300 人以下 である個人又は会社・漁業生産組 合等の法人
	(災害復旧) (1)被災した漁船の復旧 (2)被災した漁具、内水面養殖施設、 海面養殖施設、漁船漁業用施設の改 良・造成・取得	漁業を営む者であって、その常時 使用する従業員の数が300人以下 であり、かつ、その使用漁船の合 計総トン数が3,000トン以下であ る個人又は会社・漁業生産組合等 の法人
③農商工等連携	国が認定した「農商工等連携事業計画」に基づく農林水産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設及びその他共同利用施設の改良、造成、復旧又は取得	(1)漁業協同組合 (2)農林漁業者・農林漁業協同組合 等を主構成員とする法人及び団体
④六次産業化	国が認定した「総合化事業計画」に 基づく農林水産物の生産、流通、加 工又は販売に必要な共同利用施設及 びその他共同利用施設の改良、造成、 復旧又は取得	(1)漁業協同組合 (2)農林漁業者・農林漁業協同組合 等を主構成員とする法人及び団体

利率(%)	償還期限 (うち据置期間)	貸付限度その他
1. 45 災害復旧 0. 50~1. 10	20(3) バイオテクノロジーに 係る施設のうち機械、 器具類 15(3)	借入者負担額の 80%
1.10 特別振興事業 設備 1.10 立ち上がり支援 1.25 災害復旧 0.50~1.10	15(3) 立ち上がり支援 10(3)	事業費の80%又は以下の額のいずれか低い額 ・漁具 一般2,000万円×漁労体数(6,000万円限度) 15トン以上の漁船により行うまき網漁業 1漁券経営するもの2億円、2漁券以上経営するもの4億円 定置漁業3億円×漁労体数(6億円限度) ・海面養殖施設個人、会社等3,600万円 漁業生産組合7,200万円 ・陸上養殖施設、水産物処理加工施設3億円・漁船漁業用施設(水産拠理加工施設3億円・漁場改良造成施設、漁業生産環境施設限度額なし・漁場改良造成施設、漁業生産環境施設限度額なし・内水面漁業施設整備単独融資事業に関する施設補助限度額なし・内水面漁業施設整備単独融資事業に関する施設非補助個人5,000万円法人1億円・その他の内水面養殖施設個人2,500万円法人5,000万円・特別振興事業限度額なし事業費の80%又は以下の額のいずれか低い額・漁船1隻あたり1,000万円・特別振興事業限度額なし事業費の80%又は以下の額のいずれか低い額・漁船1隻あたり1,000万円・その他施設1施設あたり300万円
1. 10	20 (3)	貸付けを受ける者の負担する額の 80%に相当する額
1. 10	20 (3)	貸付けを受ける者の負担する額の 80%に相当 する額

資金の種類	資金の使途	貸付の相手方
⑤バイオマス利活用施設	次に掲げるバイオマスを多様かつ高付加価値な製品やエネルギー等に変換するために必要な共同利用施設の改良、造成、復旧又は取得・家畜排せつ物、農作物非食用部、製材工場等残材、林地残材、水産廃棄物、その他農林漁業の生産過程において生じる有機性資源	次に掲げる団体及び法人で、バイオマス利活用施設整備計画を作成し、地方農政局長の意見を受けた者(1)水産業協同組合等(2)農林漁業者・農林漁業協同組合等を主構成員とする法人及び団体
6 振興山村・過疎地 域経営改善資金(水 産施設)	知事の認定を受けた「農林漁業経営 改善計画」又は「農林漁業振興計画」 に基づいて行う次の事業 (1)総トン数 20 トン未満の漁船の建 造・改造・取得 (2)漁具、内水面養殖施設、海面養殖 施設、漁船漁業用施設、漁業生産環 境施設の施設(漁具及び漁船漁業用 施設を除く)、漁場改良造成施設、漁場環境管理施設、漁場の強良造成施設、漁場の強良造成施設、漁場の 設、漁業用通信施設、漁船漁業の設、漁業用通信施設、漁業用通信施設、漁船漁工施設、漁業用通信施設、水産産物連加工施設、水産倉庫又は水産物共同販売施設、水産倉庫とは水産を変し、水産の改良・造成・取得	(1)漁業を営む個人及び法人 (2)水産業協同組合(漁業生産組合 等を除く)、農協、農業協同組合 連合会、森林組合、森林組合連合 会 (3)農林漁業者・農林漁業協同組合 等を主構成員とする法人及び団体
7 水産加工資金	あじ、いわし、さば、さんま、いかなどを食用水産加工品の原材料として利用するのに必要な施設の改良・造成・取得又は特別の費用の支出若しくは権利の取得に要する費用	(1)水産加工業を営む者 (2)水産業協同組合、中小企業等協 同組合
8 新規用途事業等資金	次に掲げる事業に必要な施設の改 良・造成・取得、特許権等の取得、 技術導入費等 ①新規用途の採用 ②新品種の採用	特定農林畜水産物(水産物:しろざけ、かつお、いか)を原材料として使用する食品製造業者等であって、新規用途事業等に関する計画が適当であると食料産業局長が認定したもの

利率(%)	償還期限 (うち据置期間)	貸付限度その他
1. 10	20 (3)	貸付けを受ける者の負担する額の 80%に相当する額
補助 一般 1.25 共同利用 2.25 非補助 1.10	25(8)	借入者負担額の80%又は以下の額のいずれか低い額 1 非補助事業 ・個人 1,300万円 漁業経営の改善に要する事業費がその者の農林漁業経営改善計画の事業費の過半を占める場合には2,600万円 ・法人及び団体 5,200万円 ・漁業経営の改善に要する事業費がその者の農林漁業経営の改善に要する事業費の過半を占める場合には6,000万円 ただし次に掲げる場合にあってはそれぞれの額 貸付対象事業が国が行う山村等振興対策事業を補完するもので、かつ、当該補助事業と一体として事業効果が確保されると認められる場合 1億円 3名以上の雇用創出効果が見込まれる場合 3億円 5名以上の雇用創出効果が見込まれる場合 5億円 2補助事業 金額限度はなし
0.90~1.10(小型魚又は未利用部位を原料とするものについては、1億2,000万円まで0.75~0.95)	15(3)	資本の額又は出資の総額3億円以下又は従業 員300人以下の会社であって借入者負担額の 80%以内
1. 25~1. 45	15(3)	貸付けを受ける者の負担する額の80%に相当する額

資金の種類	資金の使途	貸付の相手方
9 中山間地域活性化資金 ①加工流通施設	中山間地域の農林畜水産物を原材料として使用する製造・加工の事業又は中山間地域の農林畜水産物若しくはその加工品の集荷・販売・提供の事業であって以下に掲げるもの①新商品・新技術の研究開発又は利用②需要の開拓	左の事業を営む者で以下の条件等を満たすもの・中山間地域の農林漁業者と1年以上の安定的な取引契約等が締結されていること・中山間地域の農林畜水産物又はその加工品を新規に取り扱う場合は、3以上の農林漁業者と1年以上の安定的な取引契約等が締結されていること・販売(飲食提供を含む)の事業を融資対象事業として行う者については、資本金の額及び従業員数が一定規模を超えていること等
②保健機能増進施設	中山間地域内において、農地森林その他農林漁業資源を公衆の保健の用に供するための施設であって農林漁業の振興に資するものの改良・造成・取得	次のいずれかに該当する者であって左の事業を営む者・農林漁業者又は農林漁業者の組織する法人・団体・上記の者と農林漁業資源の利用契約、生産物の採取契約等を締結している者
③生産環境施設	中山間地域内における農林漁業活動 管理休養施設、多目的研修集会施設、 農林漁業従事者健康増進施設、集落 総合施設、農山漁村広場施設、技術 拠点施設、情報連絡施設、廃棄物処 理施設、簡易給排水施設、生活安全 保護施設、融雪・除雪施設、駐車施 設等の改良・造成・復旧・取得	・農林漁業者の組織する法人 ・第三セクター(農林漁業者又は地 方公共団体が主たる構成員若しく は出資者となっているか又は基本 財産の額の過半を拠出している法 人で、農林漁業の振興を目的とす る非営利法人)
10 食品流通改善資金(食品生産製造提携事業施設)	食品製造業者等と農林漁業者等が認定計画に基づいて、共同して行う食品生産製造等提携事業の実施に必要な次に掲げる施設の改良、造成、取得、出資又は事業用資産の取得(1)農林水産物の生産に必要な施設の改良、造成又は取得(2)農林水産物の生産に必要な共同利用施設の改良、造成又は取得(3)農業生産法人への出資(4)農林漁業に関連する事業を行う法人の設立のための共同出資(5)農林漁業者又は農業協同組合等が行う食品の製造又は加工に係る事業用資産の取得(6)(1)から(5)までの農林漁業投資と併せて行う食品の製造施設、流通施設等の改良、造成又は取得	ア 食品製造業者 イ 食品製造業者を直接又は間接 の構成員とする事業協同組合、事 業協同小組合、協同組合連合会、 協業組合、商工組合連合会及 び水産加工業協同組合連合会 ウ 農林漁業者 工 農業協同組合連合会 ウ 農業協同組合連合会、漁業協同組合連合会、漁業協同組合連合会、漁業協同組合連合会、

利率(%)	償還期限 (うち据置期間)	貸付限度その他
2.7億円まで 0.75~0.95 2.7億円超 1.00~1.20	15(3)	貸付けを受ける者の負担する額の80%に相当する額
1. 10	25(8)	貸付けを受ける者の負担する額の 80%に相当 する額
0.75~1.45	貸付の相手方のア又は イに該当する者 15(3) 貸付の相手方のウから オまでに該当する者 25(3)	貸付けを受ける者の負担する額の80%に相当する額

資金の種類	資金の使途	貸付の相手方
11 食品流通改善資金(食品生産販売提携事業施設)	認定になって、たっと、 (1) では、 (2) では、 (3) とののの確し流に、技で、 (3) とのののでは、 (4) がいるが、 (3) とのでは、 (4) がいるが、 (4) がいるが、 (5) をといって、 (5) では、 (6) では、 (7) では、 (6) では、 (7) では、 (7) では、 (7) では、 (7) では、 (8) では、 (8) では、 (9) では、 (9) では、 (9) では、 (1) では、 (1) では、 (1) では、 (1) では、 (2) では、 (3) では、 (4) では、 (4) では、 (5) では、 (6) では、 (6) では、 (6) では、 (7) では、 (7) では、 (6) では、 (7) では、 (7) では、 (8) では、 (8) では、 (9) では、 (ア食品販売業者を直接又は間接の農業者を直接又は間接の農品販売業者を直接の組合、会員の産業の場合を、連合会の場合を、連合会のでは、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個
12 食品安定供給施設整備資金	と。 (1) 再資源化対策 動植物性残さを原材料として利用 する事業に必要な加工、運搬等のための施設の改良、造成又は取得 (2) 食品流通対策 食品の流通機能の高度化等における高度な品質管理を行う事業に必要な施設の改良、造成又は取得 (3) 新規事業育成 食品の製造又は加工の分野において実施される新規事業	・食品又は飼料の製造、加工、又は流通の事業を営む者 ・これらの者の組織する法人(これらの者又は地方公共団体が主たる構成員若しくは出資者となっているが以は基本財産の額の過半を拠出している法人で食品若しくは飼料の製造、加工若しくは流通の事業の振興を目的とするものを含む)

利率(%)	償還期限 (うち据置期間)	貸付限度その他
0. 75~1. 45	貸付の相手方のア又は イに該当する者 15(3) 貸付の相手方のウから オまでに該当する者 25(3)	貸付けを受ける者の負担する額の80%に相当する額
再資源化対策(一般)、 食品流通対策 1.25~1.45 再資源化対策(特定)、 新規事業育成 1.10~1.30	15 (3)	貸付けを受ける者の負担する額 40%

資金の種類	資金の使途	貸付の相手方
13 農林漁業経営資本強化資金(資本性ローン)	(1) 農林漁業施設の改良、造成、復旧又は取得 (2) 上記に掲げる施設の改良、造成、復旧又は取得に関連して必要となる費用の支出 (3) 漁船の復旧	農林漁業者又はその組織する法人 (ただし、民間金融機関等による支援を受けられる等の支援体制が構築されている場合に限る)
14 農林水産物・食品 輸出基盤強化資金	(1)認定輸出事業計画に従って実施する事業であって次に掲げるもの ①施設の改良、造成若しくは取得又は特別の費用の支出若しくは権利の 取得②他の事業者の株式若しくは 持分の取得又は他の事業者への出資 ③販売促進費、調査費、研究開発費 その他の費用の支出 (2)外国関係法人等と共同して、認定 輸出事業計画に従って実施する事業 であって、当該外国関係法人等が必 要とする(1)の①から③に掲げるも のの実施に必要な資金	認定輸出事業者(農林漁業者、中小企業者(食品等製造事業者、食品等流通事業者等))

利率(%)	償還期限 (うち据置期間)	貸付限度その他
決算内容に応じて毎年 見直し 判定区分 高 3.40~4.55 判定区分 低 0.50	18 (8)	貸付けを受ける者のみなし自己資本比率 40% に達するのに必要な額又は1億円のいずれか低い額(経営開始後決算を2期終えていないものにあっては、1億円) ※本資金は公庫直接の融資のみ
施設 0.75~1.45 施設以外 1.50~2.20	25 (3)	貸付けを受ける者の負担する額の80%に相当する額

4. 漁業信用基金協会保証制度

1 制度の趣旨

中小漁業者等が資本装備の高度化及び経営の近代化を図るために、必要な資金を借り入れ る際に金融機関に対して負担する債務を保証することにより中小漁業者の信用力を補完し、 融資の円滑化を図る目的で中小漁業融資保証法に基づき実施されています。

2 保証を受ける資格者

- (1) 基金協会の会員(中小漁業者等で基金協会への出資者)
- (2) 基金協会の会員である漁協、水産加工協の組合員たる漁業者等
- (3) 水産業協同組合(信用漁業協同組合連合会並びに信用水産加工業協同組合連合会を除 <)

3 保証の対象となる資金

- (1) 漁業近代化資金
- (2) 沿岸漁業改善資金
- (3) 一般資金

事業資金、金融公庫資金、漁業経営改善促進資金、公害防止資金、災害資金、 緊急融資資金、経営安定資金、生活資金

4 1被保証人(会員)が保証を受ける限度額

(1) 漁業近代化資金 ……………… 出資額の 40 倍 (2) 沿岸漁業改善資金 ………… 出資額の 40 倍

´ 金融公庫資金 ………… 出資額の 40 倍 (3) 一般資金 漁業経営改善促進資金 … 出資額の40倍

緊急融資資金 ……… 出資額の40倍

その他の資金 ……… 出資額の30倍

(4) (1), (2), (3) にかかわらず保証限度額 …… 基金等現在高等の5分の1

5 保証の範囲

中小漁業者等が金融機関から借り入れた金額の全額(100%)を保証 ※経営安定資金(既存の金融機関の債務であるものの借換)については80%保証

6 保証債務の弁済(代位弁済)

金融機関から貸付を受けた会員がその貸付の弁済期限後6ヶ月を経過して未償還の場合、 金融機関の請求により代位弁済します。

7 保証料 (年率%)

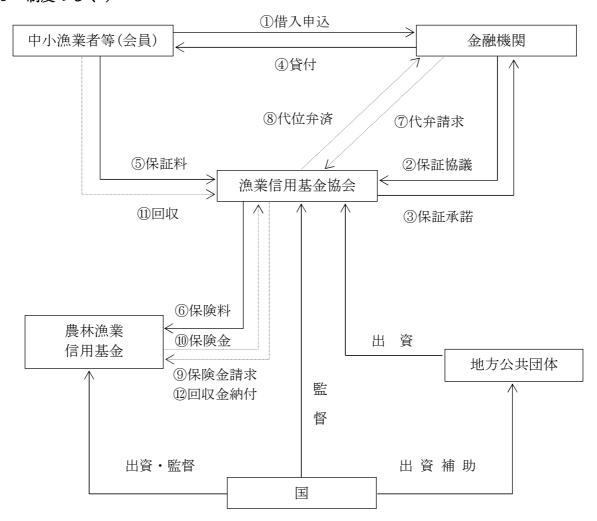
	保 証	料 率
区 分	総トン数 20 トン以上の漁船を使 用して漁業を営む者	その他の漁業者
近代化資金	0.50	0.45
沿岸漁業改善資金		0.45

金融公庫資金	0. 52	0.47
経営改善促進資金	0. 52	0.47
一般緊急融資資金	0.77	0.77
借替緊急融資資金	1. 14	1. 14
災害資金	0.67	0.67
公害防止資金	0.67	0.67
その他一般資金	1. 20	1. 04
経営安定資金	1. 51	1. 51
事業関連住宅資金	0.47	0.47
生活資金 (1)小口生活資金 (2)教育資金 (3)住宅資金 (4)カードローン (5)その他生活資金	1. 00 1. 00 1. 00 1. 00 1. 00	1. 00 1. 00 1. 00 1. 00 1. 00

8 取扱金融機関

農林中央金庫、信用漁業協同組合連合会、銀行、信用金庫、信用協同組合

9 制度のしくみ



5. 水産制度資金の貸付枠及び貸付実績

		資金名	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
	25 3467 11 11 2/m A		400, 000	400, 000	400, 000	400, 000	400, 000	400, 000	400,000
	偲	業近代化資金	178, 570	139, 000	64, 800	53, 100	48, 030	155, 680	369, 100
	沙八片	岸漁業改善資金	70, 000	70, 000	70,000	70,000	70,000	70, 000	100,000
	107	P 信未以告負亚	12, 000	21, 774	32, 048	0	35, 691	58, 292	90, 376
	漁	業経営高度化	200, 000	200, 000	200, 000	200, 000	200, 000	200, 000	200, 000
	促進支援資金		0	0	0	0	0	0	0
漁	業組	圣営改善促進資金	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1, 000, 000	1, 000, 000	1,000,000	1, 000, 000
	(極度額)		560, 000	560, 000	440, 000	352, 000	352, 000	185, 000	185, 000
	水產	全加工経営改善	100, 000	100, 000	100,000	100, 000	100, 000	100, 000	100,000
		促進資金	0	0	0	0	0	0	0
渔	ida.	信漁連	510, 000	750, 000	510,000	330, 000	330, 000	330, 000	330, 000
業振	漁業等経営安定資金	旧你建	270, 560	216, 040	73, 280	75, 570	118, 220	78, 810	46, 430
漁業振興資金	安定資金	北陸銀行	30,000	30, 000	30,000	30,000	30, 000	30,000	30,000
45.	金	70万五次 11	0	0	0	0	0	0	0
淮	漁業経営維持安定資金		200, 000	200, 000	200, 000	200, 000	200, 000	200, 000	200, 000
1/5			37, 000	0	0	0	5, 400	0	0
	漁業経営再建資金		100, 000	100, 000	100, 000	100,000	100, 000	100, 000	100,000
			0	0	0	0	0	0	0

上段:貸付枠 下段:貸付実績 (単位:千円)

				上权,	貸竹件	下段: 貞勺	大順 (-	単位:十円)
H27	H28	H29 (特別枠※)	Н30	R1	R2	R3	R4	備考
400, 000	400, 000	400, 000 (300, 000)	400, 000	400, 000	580, 000	580, 000	580, 000	※H29 年に 発生した台
61, 800	379, 010	378, 250 (52, 000)	310, 800	238, 000	100, 420	126, 640	148, 340	風第 21 号 被害に対応
90, 000	70, 000	70, 000	70, 000	70, 000	70, 000	70, 000	70, 000	
78, 443	51, 242	12,600	44, 220	286	0	0	0	
200, 000	200, 000	200, 000	200, 000	200, 000	200, 000	200, 000	200, 000	
0	0	0	0	0	0	0	0	
1, 000, 000	1,000,000	250, 000	250, 000	250, 000	250, 000	250, 000	250, 000	
131, 000	131, 000	131, 000	65, 000	61, 000	61, 000	161, 000	161, 000	
100, 000	100, 000	100, 000	100, 000	100, 000	100, 000	100, 000	100, 000	
0	0	0	0	0	0	0	0	
330, 000	330, 000	330, 000	330, 000	330, 000	330, 000	330, 000	330, 000	
54, 711	65, 629	56, 280	83, 300	697, 000	32, 690	35, 500	39, 300	
30, 000	30, 000	30,000	30, 000	30, 000	30, 000	30,000	30, 000	
0	0	0	0	0	0	0	0	
200, 000	200, 000	200, 000	200, 000	200, 000	200, 000	200, 000	200, 000	
0	0	0	0	0	0	0	0	
100, 000	100, 000	100, 000	100, 000	100, 000	100, 000	100, 000	100, 000	
0	0	0	0	0	0	0	0	

関係機関連絡先

名称	₹	所 在 地	電話番号	FAX
朝日町漁業協同組合	939-0703	下新川郡朝日町宮崎1353	0765-82-0034	0765-82-0876
泊漁業協同組合	939-0731	下新川郡朝日町東草野487-1		
入善漁業協同組合	939-0667	下新川郡入善町芦崎338	0765-76-0111	0765-76-0877
くろべ漁業協同組合	938-0072	黒部市生地中区365	0765-57-0101	0765-57-0151
魚津漁業協同組合	937-0000	魚津市漁港定坊割	0765-24-0068	0765-24-8877
滑川漁業協同組合	936-0011	滑川市高塚2616	076-475-2225	076-475-2226
とやま市漁業協同組合(本所)	930-2256	富山市四方港町87	076-435-2965	076-435-1670
(岩瀬支所)	931-8378	富山市岩瀬天神町265	076-437-7101	076-437-6125
新湊漁業協同組合	934-0025	射水市八幡町1丁目1100	0766-82-7707	0766-84-7707
氷見漁業協同組合	935-0012	氷見市比美町435	0766-74-0170	0766-72-2888
富山県鮭鱒漁業協同組合	937-0065	魚津市北中691-1	0765-24-0962	0765-24-6115
堀岡養殖漁業協同組合	933-0222	射水市海竜町5-5	0766-86-4240	0766-86-4241
富山県漁業協同組合連合会	930-0096	富山市舟橋北町4-19	076-432-6222	076-433-8262
東日本信用漁業協同組合富山支店	930-0096	富山市舟橋北町4-19	076-441-3528	076-442-1277
全国漁業信用基金協会富山支所	930-0096	富山市舟橋北町4-19	076-441-6127	076-431-4637
富山県漁業共済組合	930-0096	富山市舟橋北町4-19	076-432-3880	076-441-9783
日本漁船保険組合富山県支所	930-0096	富山市舟橋北町4-19	076-432-1343	076-441-6720
全国共済水産業協同組合連合会 富山県JF共済推進本部	930-0096	富山市舟橋北町4-19	076-432-3832	076-432-4064
公益社団法人富山県農林水産公社	930-0096	富山市舟橋北町4-19	076-431-9595	076-431-9590
朝日町農林水産課	939-0793	下新川郡朝日町道下1133	0765-83-1100	0765-83-1109
入善町キラキラ商工観光課	939-0693	下新川郡入善町入膳3255	0765-72-1100	0765-74-2108
黒部市産業経済部農業水産課	938-8555	黒部市三日市1301	0765-54-2603	0765-54-2607
魚津市産業建設部農林水産課	937-8555	魚津市釈迦堂1丁目10-1	0765-23-1033	0765-23-1053
滑川市産業民生部水産観光課	936-8601	滑川市寺家町104	076-475-2111	076-475-6299
富山市農林水産部農業水産課	930-8510	富山市新桜町7-38	076-443-2083	076-443-2185
射水市産業経済部農林水産課	939-0292	射水市小島703	0766-51-6677	0766-51-6692
高岡市産業振興部農業水産課	933-8601	高岡市広小路7-50	0766-20-1306	0766-20-1476
氷見市建設農林水産部水産振興課	935-8686	氷見市鞍川1060	0766-74-8102	0766-74-8104
富山県農林水産部水産漁港課	930-0004	富山市桜橋通り5-13 富山興銀ビル4階	076-444-3291	076-444-4412
富山県農林水産総合技術センター水産研究所	936-8536	滑川市高塚364	076-475-0036	076-475-8116
富山県栽培漁業センター	935-0411	氷見市姿15-1	0766-79-1521	0766-79-1442

お気軽にお問い合わせご相談ください

富山県農林水産部水産漁港課経営係

〒930-0004 富山県富山市桜橋通り5番 13号 富山興銀ビル4階 TEL(076)444-3291 内線4343 FAX(076)444-4412